

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	優良宅地造成等認定		
根拠法令及び条項	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 埼玉県優良宅地造成等認定規則を準用する。		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成18年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 10日【※関係機関との協議に要する期間を除く】） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成18年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成18年4月1日
所管部署	都市整備部 建築指導課 開発指導担当		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。